

啓発活動への協力等について

補助金交付要綱別表1の上板町が別に定める啓発活動への協力等については、次のとおり定める。

1 耐震改修支援事業における啓発活動

次の項目について、申請者又は耐震改修等を実施する耐震改修施工者等が実施すること。ただし(1)、(3)については必須項目、(2)は協力項目とする。

(1) のぼり旗の設置（工事中）

近隣住民の住宅耐震化への関心を高めるため、耐震改修等を実施する場合に、県が配布する「のぼり旗」を設置すること。

(2) 工事見学会の開催（工事中又は工事完了後）

近隣住民の住宅耐震化への関心を高めるため、工事中又は工事完了後に工事見学会を実施するよう努めること。見学会の実施については、市町村と協議すること。

(3) エシカル消費への取組

エシカル消費（倫理的消費のことをいう。例えば、県産材の利用や低コスト工法を採用することによる廃棄物の削減などをいう。）に配慮した改修計画とすること。

2 耐震シェルター設置支援事業における啓発活動

次の項目について、申請者又は耐震改修等を実施する耐震改修施工者等が実施すること。ただし、(1)については必須項目とし、(2)～(5)は協力項目とする。（耐震ベッド設置の場合は(1)のみとする。）

(1) のぼり旗の設置（工事中）

近隣住民の住宅耐震化への関心を高めるため、耐震改修等を実施する場合に、県が配布する「のぼり旗」を設置すること。

(2) 工事見学会の開催（工事中又は工事完了後）

近隣住民の住宅耐震化への関心を高めるため、工事中又は工事完了後に工事見学会を実施するよう努めること。見学会の実施については、市町村と協議すること。

(3) アンケートへの協力（工事完了後）

県又は市町村が実施する耐震改修等や補助制度についてのアンケートに協力すること。

(4) 工事写真の提供

工事写真の提供に協力すること。

(5) 出前講座等での体験談の講話など

県民の住宅耐震化への関心を高めるため、県又は市町村が実施する出前講座等における体験談の講話などに協力すること。

附 則

この取扱いは、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和2年4月1日から施行する。